

原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書

島根県及び鳥取県（以下「県」という。）と、広島県バス協会、鳥取県バス協会、島根県旅客自動車協会、岡山県バス協会及び山口県バス協会（以下「県バス協会等」という。）は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第1条に規定する放射性物質の大量の放出により生ずる被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における人員等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、原子力災害時等に県が県バス協会等の協力を得て、その会員のバスによる緊急輸送等の協力を求めるときの必要事項について定めるものとする。

（要請）

第2条 県は、原子力災害時等において、第4条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、県バス協会等又はその会員に対し、業務の内容及び期間等を指定して文書で協力要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- 2 前項に規定する要請は、運転手等の業務に従事する者（以下「従事者」という。）の安全確保に配慮し、また放射線防護措置等の安全対策を行った上で行うものとする。
- 3 県バス協会等の会員は、第1項の規定により県から協力要請を受けたときは、県の必要とする業務を可能な限り実施するよう努めるものとする。

（要請の基準）

第3条 原子力災害時等において、県は、従事者の業務の実施による被ばく線量の予測を行い、平時の一般公衆の被ばく線量限度である1ミリシーベルトを下回る場合に、前条の規定により県バス協会等の会員に対して協力を要請するものとする。

（業務内容）

第4条 この協定により、県が県バス協会等又はその会員に対し協力を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 避難住民等の輸送業務
- (2) その他県が必要とするバスによる支援業務

（業務報告）

第5条 県バス協会等の会員は、前条の業務を実施したときは、速やかにその業務内容等を文書で要請を行った県（以下「要請県」という。）に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、電話その他の方法により報告し、事後において文書を提出するものとする。

(費用負担)

第6条 第2条第1項の規定により県バス協会等の会員が実施した業務に要した費用は、要請県が負担するものとし、その費用は通常の実費として要請県と県バス協会等が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第7条 県バス協会等の会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について要請県に請求するものとする。

2 要請県は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事故等)

第8条 県バス協会等の会員が供給したバスが第4条の業務実施中において、故障、事故その他の理由により運行できなくなったときは、県バス協会等又はその会員は、速やかに代替バスを手配するなど、運行の継続に努めるものとする。

2 県バス協会等は、第4条の業務の実施に際し事故等が発生したときは、要請県に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

(補償)

第9条 県バス協会等又はその会員が第4条の業務を実施した場合において、従事者が死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となったとき、又はその業務に使用した車両が汚損し、若しくは損傷したときは、要請県は、次に掲げる場合を除き、当該県の規定に準じて、その損害を補償するものとする。

- (1) 当該損害が従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、県バス協会等及びその会員又は従事者が締結している損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合
- (4) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合

2 県バス協会等は、その会員に対して前項の補償の責任は負わないものとする。

(県が実施する事項)

第10条 県は、県バス協会等の会員の原子力災害時等における緊急輸送等が円滑に行われるよう、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 県と県バス協会等間の連絡体制の整備及び県バス協会等の会員が緊急輸送等を行う際に関係者と従事者とが常時連絡を取るための通信手段の確保
- (2) 国と連携して実施する、放射線及び放射線防護に関する知識取得のための研修の機会の提供
- (3) 県バス協会等の会員に無償貸与する個人線量計、防護服等の放射線防護資機材の確保及び当該放射線防護資機材の受渡しに係る体制の整備

- (4) 第2条第1項の協力要請の際における災害の状況等住民等の緊急輸送等に必要な情報その他関連する情報の県バス協会等の会員への迅速な提供
 - (5) 車両の円滑な誘導等の実施
 - (6) 従事者の被ばく検査の実施
 - (7) 業務に使用した車両のスクリーニング及び除染の実施
- 2 前項に掲げる事項の実施に当たっては、県は県バス協会等と事前に協議するものとし、県バス協会等は県に協力するものとする。

(資料提供)

第11条 県バス協会等は、保有するバスの台数等の資料を毎年度1回県に提出するものとする。

(連絡担当者)

第12条 この協定の実施に当たり、県と県バス協会等はあらかじめ連絡担当者を定め、災害時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(個別協定等との関係)

第13条 この協定は、県がバスによる緊急輸送に関して、県バス協会等と個別に締結する協定等の効力を妨げるものではない。

(有効期間)

第14条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、島根県又は鳥取県、県バス協会等からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、その都度、県、県バス協会等が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を作成し、記名押印の上、各1通を保有し、県バス協会等の会員は本書の写しを保有するものとする。

平成29年4月17日

島根県

島根県知事 溝口 善兵衛



鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治



公益社団法人広島県バス協会

会長 榎田 昌夫



一般社団法人鳥取県バス協会

会長 澤 志郎



一般社団法人島根県旅客自動車協会

会長 大谷 厚郎



公益社団法人岡山県バス協会

会長 小嶋 光信



公益社団法人山口県バス協会

会長 河内 秀夫

